

## 2023年度農業関連税制に関する要望

北海道の農業は安全・安心な食料の安定供給と地域経済・社会の維持、国土・環境の保全等の多面的機能を発揮し、我が国経済の発展と社会の安定に大きく寄与しています。

こうしたなか、我が国の農畜産物はTPP11や日米貿易協定等の発効により、大幅に市場開放され、協定では関税が段階的に削減されることとなっています。また、コロナ禍で農畜産物の需要減退と在庫増大で需給環境が悪化し、価格の回復には多くの時間を要することが懸念されているなか、コロナ収束後の需要回復を見込んだ原油等の価格上昇やウクライナ侵攻の長期化などで生産資材や穀物相場の高騰が続いています。

さらに、急速な円安の進行によって物価高に拍車がかかり営農継続が危ぶまれるなど、農業を取り巻く環境は厳しさを増しています。このため、疲弊する経済環境の中で引き続き北海道の農業・農村の持続的発展を期することが求められています。

つきましては、2023年度税制改正にあたり、下記の農業関連税制に関する事項について要望致します。

### I. 農業等に関連する税制改正の要望事項

#### <2022年度末に適用期限が到来する租税特別措置の継続>

1. 利用権設定等促進事業により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減を継続すること。(登録免許税)
2. 農用地利用集積計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る特例措置を継続すること。(不動産取得税)
3. 認定事業再編計画等に基づき行う登記の税率の軽減の特例措置を継続すること。(登録免許税)
4. 農林漁業用のA重油に対する石油石炭税の特例措置を継続すること。(石油石炭税)
5. 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例を継続すること。(所得税)
6. 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は税額の特例控除を継続すること。(所得税、法人税)

7. 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額の控除を継続すること。(所得税、法人税)
8. 特定地域における工業用機械等の特別償却を継続すること。(所得税、法人税)
9. 農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却を継続すること。(所得税・法人税)
10. 農業協同組合等が一定の貸付を受けて、共同利用する施設を取得した場合の課税標準の特例を継続すること。(不動産取得税)

### <農業経営基盤強化準備金制度の継続と改善>

農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の特例措置について、制度の主旨である計画的な農業経営の基盤強化につながるよう、下記の事項について制度を改善した上で継続すること。(所得税・法人税)

- (1) 制度の対象となる農業用機械等の下限金額を設定し、強制取り崩し要件を撤廃すること。
- (2) 生産資材等が高騰している現状を鑑み、対象資産に一定の条件を満たす中古農機具などを認めること。
- (3) 事業承継の際に経営改善計画に大きな変更点がないことを市町村が認めた場合、個人経営の農家にも準備金の継承を認めること。
- (4) コロナ禍やウクライナ情勢によって、農機具の導入の見通しが立てられないなどといった影響を踏まえ、積立期間について5年～10年間とすること。

### <免税軽油制度の恒久化>

農業用トラクターや動力源等の用途に供する軽油の「軽油引取税の課税免税」(32.1円/ℓ)については、農業経営に不可欠な制度となっていることから、特例措置を恒久化すること。(軽油引取税)

### <2023年度税制改正における制度の新設等>

#### 1. 原油価格の高騰を踏まえた負担軽減対策

- 1) コロナ禍の影響に加え、原油価格の高騰が農業経営を圧迫している現状を踏まえ、揮発油税及び地方揮発油税の特例税率(53.8円/ℓ)から暫定税率分(25.1円/ℓ)を除いた本則税率(28.7円/ℓ)に戻すことを農水省として国に働きかけること。

- 2) また、生産現場ではエンジンポンプやハウス除雪機・田植え機など多くの機械でガソリンを使用していることから、農業用に使用するガソリンについては、免税軽油同様、交付申請書を提出し承認が得られた場合に限り、揮発油税（48.6 円/ℓ）の減免措置を講ずること。

## 2. 制度の新設

- 1) 酪農畜産や園芸経営の計画的経営改善のため、準備金制度に準ずる新たな制度を創設すること。
- 2) 認定農業者の青色申告特別控除額については、電子申告等に限らず 65 万円とし、青色申告納税を推進すること。  
また、電子申告者等への措置については別途講ずること。
- 3) 農地利用集積などに伴う譲渡所得税の特別控除額（現行 800 万円、1,500 万円、2,000 万円）については、生産現場で活用しやすいよう要件を緩和すること。
- 4) 農地等に係る相続税の納税猶予制度については、農業投資価格を大幅に引下げるなど、農業者が活用できる制度に改善すること。
- 5) 北海道内で農業用に使用する自家用貨物自動車については、冬場の走行距離数が短いことや走行区域も限定されているなどの実態に合わせて、自動車重量税の軽減、車検期間の伸長や検査項目を限定するなどの措置を講ずること。

## II. インボイス制度への対応について

2023 年 10 月から導入されるインボイス制度については、取引の都度インボイスの発効の有無の確認など過度な事務負担が生じることや免税事業者が不当な値下げを受け農業経営に影響を及ぼすことなどが懸念されることから、負担軽減措置を講じた上で、導入時期を含め慎重に検討すること。

2022（令和4）年8月

北海道農民連盟  
委員長 大久保 明 義